

令和5年5月22日

令和5年第2回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和5年5月19日付託分)

附属資料

総務局

目 次

	ページ
神奈川県県税条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表	1

神奈川県県税条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表

神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第81条（略）</p> <p>附則</p> <p>1～29（略）</p> <p>（不動産取得税の徴収猶予の申請）</p> <p>30 法附則第11条の4第3項及び第5項</p> <p>__において準用する法第73条の25第1項の規定により徴収猶予を受けようとする者は、規則で定める申請書に当該徴収猶予を受けようとする事由を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>31（略）</p> <p>（自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>32 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令第9条の2第1項に規定するものをいう。附則第34項第2号及び第39項__において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令附則第5条第1項に規定するものをいう。附則第39項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同条第2項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第1項に規定するものをいう。附則第39項において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の省令第9条の2第5項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令第9条の2第6項に規定するものをいう。附則第39項において同じ。）並びに自家用の乗用車（3輪の小型自動車であるものを除く。附則第37項において同じ。）、第56条第1項第3号ア(ア)に規定する一般乗合用バス、特種用途自動車（同条第3項第4号イに規定するもの及び同項第5号アに規定するも</p>	<p>第1条～第81条（略）</p> <p>附則</p> <p>1～29（略）</p> <p>（不動産取得税の徴収猶予の申請）</p> <p>30 法附則第11条の4第2項、第5項及び第7項</p> <p>__において準用する法第73条の25第1項の規定により徴収猶予を受けようとする者は、規則で定める申請書に当該徴収猶予を受けようとする事由を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>31（略）</p> <p>（自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>32 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令第9条の2第1項に規定するものをいう。附則第34項第2号、第37項第2号及び第42項において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令附則第5条第1項に規定するものをいう。附則第42項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同条第2項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第1項に規定するものをいう。附則第42項において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の省令第9条の2第5項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令第9条の2第6項に規定するものをいう。附則第42項において同じ。）並びに自家用の乗用車（3輪の小型自動車であるものを除く。以下同じ__。）、第56条第1項第3号ア(ア)に規定する一般乗合用バス、特種用途自動車（同条第3項第4号イに規定するもの及び同項第5号アに規定するも</p>

改正後	改正前																		
<p>の（自家用のものに限る。）に限る。 _____</p> <p>_____）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第56条第1項から第3項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車（附則第34項第4号及び第35項第1号 _____ において「ガソリン自動車」という。）又は同条第1項第5号に規定する石油ガス自動車（附則第34項第5号及び第35項第2号 _____ において「石油ガス自動車」という。）で平成25年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度</p> <p>(2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車（附則第34項第6号及び第35項第3号 _____ において「軽油自動車」という。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;"><u>第56条第2項</u></td> <td style="width: 33%;">同号</td> <td style="width: 33%;">同号（附則第32項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>33 前項の規定の適用がある場合における第56条第4項及び第57条第1項の規定の適用については、第56条第4項中「前3項」とあるのは「前3項（附則第32項の規定により読み替</p>	(略)			<u>第56条第2項</u>	同号	同号（附則第32項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	(略)			<p>の（自家用のものに限る。）に限る。<u>附則第36項及び第37項（各号列記以外の部分に限る。）</u>において同じ。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第56条第1項から第3項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車（附則第34項第4号、<u>第35項第1号、第37項第4号及び第38項第1号</u>において「ガソリン自動車」という。）又は同条第1項第5号に規定する石油ガス自動車（附則第34項第5号、<u>第35項第2号、第37項第5号及び第38項第2号</u>において「石油ガス自動車」という。）で平成22年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度</p> <p>(2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車（附則第34項第6号、<u>第37項第6号及び第38項第3号</u>において「軽油自動車」という。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成24年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;"><u>第56条第2項本文</u></td> <td style="width: 33%;">同号</td> <td style="width: 33%;">同号（附則第32項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>33 前項の規定の適用がある場合における第56条第4項及び第57条第1項の規定の適用については、第56条第4項中「前3項」とあるのは「前3項（附則第32項の規定により読み替</p>	(略)			<u>第56条第2項本文</u>	同号	同号（附則第32項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	(略)		
(略)																			
<u>第56条第2項</u>	同号	同号（附則第32項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）																	
(略)																			
(略)																			
<u>第56条第2項本文</u>	同号	同号（附則第32項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）																	
(略)																			

改正後	改正前
<p>えて適用される場合を含む。）」と、第57条第1項中「<u>同条</u>」とあるのは「<u>同条</u>（附則第32項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</p> <p>(削除)</p>	<p>えて適用される場合を含む。）」と、第57条第1項中「<u>同条</u>」とあるのは「<u>同条</u>（附則第32項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</p> <p>34 <u>次に掲げる自動車に対する第56条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車</u>が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、<u>次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>(1) <u>電気自動車</u></p> <p>(2) <u>天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第1項に規定するもの（附則第37項第2号において「平成30年天然ガス車基準」という。）に適合するもの又は法第149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号及び附則第37項第2号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第2項に規定するもの</u></p> <p>(3) <u>法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車</u></p> <p>(4) <u>ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（次項第1号並びに附則第37項第4号及び第38項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第4号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（次項第1号並びに附則第37項第4号及び第38項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないも</u></p>

改正後	改正前			
	<p>のであつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率（次号並びに次項第1号及び第2号並びに附則第37項第4号から第6号まで並びに第38項第1号から第3号までにおいて「エネルギー消費効率」という。）が法第149条第1項第4号イ(3)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率（次号並びに次項第1号及び第2号並びに附則第37項第4号から第6号まで並びに第38項第1号から第3号までにおいて「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の130を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条の2第3項に規定するもの</p> <p>(5) <u>石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準（次項第2号並びに附則第37項第5号及び第38項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第5号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（次項第2号並びに附則第37項第5号及び第38項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条の2第4項に規定するもの</u></p> <p>(6) <u>軽油自動車のうち、法第149条第1項第6号イ(1)に規定する平成30年輕油軽中量車基準（附則第37項第6号及び第38項第3号において「平成30年輕油軽中量車基準」という。）又は同条第1項第6号イ(1)に規定する平成21年輕油軽中量車基準（附則第37項第6号及び第38項第3号において「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合する乗用車</u></p> <table border="1" data-bbox="842 1998 1417 2040"> <tr> <td data-bbox="842 1998 1066 2040">第56条第1項第</td> <td data-bbox="1066 1998 1248 2040">7,500円</td> <td data-bbox="1248 1998 1417 2040">2,000円</td> </tr> </table>	第56条第1項第	7,500円	2,000円
第56条第1項第	7,500円	2,000円		

改正後	改正前		
	<u>1号ア(ア)</u>		
	第56条第1項第	7,500円	2,000円
	<u>1号ア(イ)</u>	8,500円	2,500円
		9,500円	2,500円
		1万3,800円	3,500円
		1万5,700円	4,000円
		1万7,900円	4,500円
		2万500円	5,500円
		2万3,600円	6,000円
		2万7,200円	7,000円
		4万700円	1万500円
	第56条第1項第	2万5,000円	6,500円
	<u>1号イ(ア)</u>		
	第56条第1項第	2万5,000円	6,500円
	<u>1号イ(イ)</u>	3万500円	8,000円
		3万6,000円	9,000円
		4万3,500円	1万1,000円
		5万円	1万2,500円
		5万7,000円	1万4,500円
		6万5,500円	1万6,500円
		7万5,500円	1万9,000円
		8万7,000円	2万2,000円
		11万円	2万7,500円
	第56条第1項第	7,500円	2,000円
	<u>2号ア(ア)</u>	1万5,100円	4,000円
	第56条第1項第	1万200円	3,000円
	<u>2号ア(イ)</u>	2万600円	5,500円
	第56条第1項第	6,500円	2,000円
	<u>2号ウ(ア)</u>	9,000円	2,500円
		1万2,000円	3,000円
		1万5,000円	4,000円
		1万8,500円	5,000円
		2万2,000円	5,500円
	2万5,500円	6,500円	
	2万9,500円	7,500円	
	4,700円	1,200円	
第56条第1項第	8,000円	2,000円	
<u>2号ウ(イ)</u>	1万1,500円	3,000円	
	1万6,000円	4,000円	
	2万500円	5,500円	

改正後	改正前		
		2万5,500円	6,500円
		3万円	7,500円
		3万5,000円	9,000円
		4万500円	1万500円
		6,300円	1,600円
	第56条第1項第	1万2,000円	3,000円
	3号ア(ア)	1万4,500円	4,000円
		1万7,500円	4,500円
		2万円	5,000円
		2万2,500円	6,000円
		2万5,500円	6,500円
		2万9,000円	7,500円
	第56条第1項第	2万6,500円	7,000円
	3号ア(イ)	3万2,000円	8,000円
		3万8,000円	9,500円
		4万4,000円	1万1,000円
		5万500円	1万3,000円
		5万7,000円	1万4,500円
		6万4,000円	1万6,000円
	第56条第1項第	3万3,000円	8,500円
	3号イ	4万1,000円	1万500円
		4万9,000円	1万2,500円
		5万7,000円	1万4,500円
		6万5,500円	1万6,500円
		7万4,000円	1万8,500円
		8万3,000円	2万1,000円
	第56条第1項第	4,500円	1,500円
	4号ア	6,000円	1,500円
	第56条第1項第	6,000円	1,500円
	4号イ		
	第56条第2項本	同号	同号(附則
	文		第34項の規
			定により読
			み替えて適
			用される場
			合を含む。)
	第56条第2項第	3,700円	1,000円
	1号ア		
	第56条第2項第	3,700円	1,000円
	1号イ	4,700円	1,200円
		6,300円	1,600円

改正後	改正前		
(削除)	第56条第2項第2号ア	5,200円	1,300円
	第56条第2項第2号イ	5,200円	1,300円
		6,300円	1,600円
	第56条第3項本文	前2項	前2項(附則第34項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
	第56条第3項第4号イ(ア)	2万円	5,000円
	第56条第3項第4号イ(イ)	2万円	5,000円
		2万4,400円	6,500円
		2万8,800円	7,500円
		3万4,800円	9,000円
		4万円	1万円
		4万5,600円	1万1,500円
		5万2,400円	1万3,500円
		6万400円	1万5,500円
	6万9,600円	1万7,500円	
	8万8,000円	2万2,000円	
(削除)	<p>35 次に掲げる自動車に対する第56条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
	<p>(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条の2第5項に規定するもの</p>		

改正後	改正前		
	<p>(2) <u>石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条の2第6項に規定するもの</u></p>		
	第56条第1項第1号ア(ア)	7,500円	4,000円
	第56条第1項第1号ア(イ)	7,500円	4,000円
		8,500円	4,500円
		9,500円	5,000円
		1万3,800円	7,000円
		1万5,700円	8,000円
		1万7,900円	9,000円
		2万500円	1万500円
		2万3,600円	1万2,000円
		2万7,200円	1万4,000円
		4万700円	2万500円
	第56条第1項第1号イ(ア)	2万5,000円	1万2,500円
	第56条第1項第1号イ(イ)	2万5,000円	1万2,500円
		3万500円	1万5,500円
		3万6,000円	1万8,000円
		4万3,500円	2万2,000円
		5万円	2万5,000円
		5万7,000円	2万8,500円
		6万5,500円	3万3,000円
		7万5,500円	3万8,000円
	8万7,000円	4万3,500円	
	11万円	5万5,000円	
	第56条第1項第2号ア(ア)	7,500円	4,000円
		1万5,100円	8,000円
	第56条第1項第2号ア(イ)	1万200円	5,500円
		2万600円	1万500円
	第56条第1項第2号ウ(ア)	6,500円	3,500円
		9,000円	4,500円
		1万2,000円	6,000円

改正後	改正前		
		1万5,000円	7,500円
		1万8,500円	9,500円
		2万2,000円	1万1,000円
		2万5,500円	1万3,000円
		2万9,500円	1万5,000円
		4,700円	2,400円
	第56条第1項第2号ウ(イ)	8,000円	4,000円
		1万1,500円	6,000円
		1万6,000円	8,000円
		2万500円	1万500円
		2万5,500円	1万3,000円
		3万円	1万5,000円
		3万5,000円	1万7,500円
		4万500円	2万500円
		6,300円	3,200円
	第56条第1項第3号ア(ア)	1万2,000円	6,000円
		1万4,500円	7,500円
		1万7,500円	9,000円
		2万円	1万円
		2万2,500円	1万1,500円
		2万5,500円	1万3,000円
		2万9,000円	1万4,500円
	第56条第1項第3号ア(イ)	2万6,500円	1万3,500円
		3万2,000円	1万6,000円
		3万8,000円	1万9,000円
		4万4,000円	2万2,000円
		5万500円	2万5,500円
		5万7,000円	2万8,500円
		6万4,000円	3万2,000円
	第56条第1項第3号イ	3万3,000円	1万6,500円
		4万1,000円	2万500円
		4万9,000円	2万4,500円
		5万7,000円	2万8,500円
		6万5,500円	3万3,000円
		7万4,000円	3万7,000円
		8万3,000円	4万1,500円
	第56条第1項第4号ア	4,500円	2,500円
	第56条第1項第4号イ	6,000円	3,000円

改正後	改正前		
(削除)	<u>第56条第2項本文</u>	同号	同号（附則第35項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
	<u>第56条第2項第1号ア</u>	3,700円	1,800円
	<u>第56条第2項第1号イ</u>	3,700円	1,800円
		4,700円	2,300円
		6,300円	3,200円
	<u>第56条第2項第2号ア</u>	5,200円	2,600円
	<u>第56条第2項第2号イ</u>	5,200円	2,600円
		6,300円	3,200円
		8,000円	4,000円
	<u>第56条第3項本文</u>	前2項	前2項（附則第35項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
	<u>第56条第3項第4号イ(ア)</u>	2万円	1万円
	<u>第56条第3項第4号イ(イ)</u>	2万円	1万円
		2万4,400円	1万2,500円
		2万8,800円	1万4,500円
		3万4,800円	1万7,500円
		4万円	2万円
		4万5,600円	2万3,000円
		5万2,400円	2万6,500円
		6万400円	3万500円
		6万9,600円	3万5,000円
8万8,000円		4万4,000円	
	36 附則第34項第1号から第3号までに掲げる自動車のうち、自家用の乗用車及び特種用途自動車に対する第56条第1項及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車及び特種用途自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別		

改正後	改正前
<p>34 次に掲げる自動車_____に対する第56条第1項から第3項までの規定の適用については_____</p> <p>_____ _____ _____、当該自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表_____の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 天然ガス自動車のうち、<u>道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第1項に規定するものに適合するもの又は法第149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第2項に規定するもの</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) ガソリン自動車（営業用の乗用車及び特種用途自動車（第56条第3項第2号イ、第3号ウ並びに第5号ア及びオに規定するもの（営業用のものに限る。）に限る。以下この項及び次項において同じ。）に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が<u>法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（次項第1</u></p>	<p>割に限り、当該自家用の乗用車及び特種用途自動車<u>が同年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、附則第34項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>37 次に掲げる自動車（自家用の乗用車及び特種用途自動車を除く。）に対する第56条第1項から第3項までの規定の適用については、<u>当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が同年4月1日から令和5年3月31日まで_____の間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分_____の自動車税の種別割に限り、附則第34項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 天然ガス自動車のうち、<u>平成30年天然ガス車基準</u> _____ _____ _____に適合するもの又は平成21年天然ガス車基準 _____ _____に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第7項に規定するもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) ガソリン自動車（営業用の乗用車及び特種用途自動車（第56条第3項第5号ア及びオ_____に規定するもの（営業用のものに限る。）に限る。以下この項及び次項において同じ。）に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が<u>平成30年ガソリン軽中量車基準</u></p>

改正後	改正前
<p>号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第4号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下この項及び次項第1号から第3号までにおいて「エネルギー消費効率」という。)が法第149条第1項第4号イ(2)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項第1号から第3号までにおいて「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の90を乗じて得た数値以上かつ同条第1項第4号イ(3)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項第1号から第3号までにおいて「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)以上のもので省令附則第5条の2第3項に規定するもの</p> <p>(5) 石油ガス自動車(営業用の乗用車及び特殊用途自動車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第5号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第4項に規定するもの</p> <p>(6) 軽油自動車(営業用の乗用車及び特殊用</p>	<p>_____に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準</p> <p>_____に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率</p> <p>_____が法第149条第1項第4号イ(2)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項第1号から第3号までにおいて「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率</p> <p>_____以上のもので省令附則第5条の2第8項に規定するもの</p> <p>(5) 石油ガス自動車(営業用の乗用車及び特殊用途自動車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準</p> <p>_____に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準</p> <p>_____に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第9項に規定するもの</p> <p>(6) 軽油自動車(営業用の乗用車及び特殊用</p>

改正後			改正前		
<p>途自動車に限る。)のうち、<u>法第149条第1項第6号イ(1)</u>に規定する平成30年軽油軽中量車基準(次項第3号において「平成30年軽油軽中量車基準」という。)又は同条第1項第6号イ(1)に規定する平成21年軽油軽中量車基準(次項第3号において「平成21年軽油軽中量車基準」という。)に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第5項に規定するもの</p>			<p>途自動車に限る。)のうち、<u>平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準</u></p>		
第56条第1項第1号ア(ア)	7,500円	2,000円	<p>に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第10項に規定するもの (新規)</p>		
第56条第1項第1号ア(イ)	7,500円	2,000円			
	8,500円	2,500円			
	9,500円	2,500円			
	1万3,800円	3,500円			
	1万5,700円	4,000円			
	1万7,900円	4,500円			
	2万500円	5,500円			
	2万3,600円	6,000円			
	2万7,200円	7,000円			
	4万700円	1万500円			
第56条第1項第1号イ(ア)	2万5,000円	6,500円			
第56条第1項第1号イ(イ)	2万5,000円	6,500円			
	3万500円	8,000円			
	3万6,000円	9,000円			
	4万3,500円	1万1,000円			
	5万円	1万2,500円			
	5万7,000円	1万4,500円			
	6万5,500円	1万6,500円			
	7万5,500円	1万9,000円			
	8万7,000円	2万2,000円			
	11万円	2万7,500円			
第56条第1項第2号ア(ア)	7,500円	2,000円			
	1万5,100円	4,000円			
第56条第1項第2号ア(イ)	1万200円	3,000円			
	2万600円	5,500円			

改正後			改正前		
第56条第1項第 2号ウ(ア)	6,500円	2,000円			
	9,000円	2,500円			
	1万2,000円	3,000円			
	1万5,000円	4,000円			
	1万8,500円	5,000円			
	2万2,000円	5,500円			
	2万5,500円	6,500円			
	2万9,500円	7,500円			
	4,700円	1,200円			
第56条第1項第 第2号ウ(イ)	8,000円	2,000円			
	1万1,500円	3,000円			
	1万6,000円	4,000円			
	2万500円	5,500円			
	2万5,500円	6,500円			
	3万円	7,500円			
	3万5,000円	9,000円			
	4万500円	1万500円			
6,300円	1,600円				
第56条第1項第 3号ア(ア)	1万2,000円	3,000円			
	1万4,500円	4,000円			
	1万7,500円	4,500円			
	2万円	5,000円			
	2万2,500円	6,000円			
	2万5,500円	6,500円			
	2万9,000円	7,500円			
第56条第1項第 3号ア(イ)	2万6,500円	7,000円			
	3万2,000円	8,000円			
	3万8,000円	9,500円			
	4万4,000円	1万1,000円			
	5万500円	1万3,000円			
	5万7,000円	1万4,500円			
	6万4,000円	1万6,000円			
第56条第1項第 3号イ	3万3,000円	8,500円			
	4万1,000円	1万500円			
	4万9,000円	1万2,500円			
	5万7,000円	1万4,500円			
	6万5,500円	1万6,500円			
	7万4,000円	1万8,500円			
8万3,000円	2万1,000円				
第56条第1項第	4,500円	1,500円			

改正後			改正前		
4号ア					
第56条第1項第4号イ	6,000円	1,500円			
第56条第2項	同号	同号（附則第34項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）			
第56条第2項第1号ア	3,700円	1,000円			
第56条第2項第1号イ	3,700円	1,000円			
	4,700円	1,200円			
	6,300円	1,600円			
第56条第2項第2号ア	5,200円	1,300円			
第56条第2項第2号イ	5,200円	1,300円			
	6,300円	1,600円			
	8,000円	2,000円			
第56条第3項本文	前2項	前2項（附則第34項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）			
第56条第3項第4号イ(ア)	2万円	5,000円			
第56条第3項第4号イ(イ)	2万円	5,000円			
	2万4,400円	6,500円			
	2万8,800円	7,500円			
	3万4,800円	9,000円			
	4万円	1万円			
	4万5,600円	1万1,500円			
	5万2,400円	1万3,500円			
	6万400円	1万5,500円			
	6万9,600円	1万7,500円			
8万8,000円	2万2,000円				
35 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車及び特種用途自動車に対する第56条第1項第1号ア(イ)及び第4号ア並びに第3項本文の規定の適用については			38 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車及び特種用途自動車に対する第56条第1項及び第3項		の 規定の適用については、当該営業用の乗用車

改正後		改正前	
<p>_____、当該営業用の乗用車及び特種用途自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表_____の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		<p>及び特種用途自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り_____、当該営業用の乗用車及び特種用途自動車が同年4月1日から令和5年3月31日まで_____の間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分_____の自動車税の種別割に限り、<u>附則第35項の表</u>の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	
<p>(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令<u>附則第5条の2第6項</u>に規定するもの</p>		<p>(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令<u>附則第5条の2第11項</u>に規定するもの</p>	
<p>(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令<u>附則第5条の2第7項</u>に規定するもの</p>		<p>(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令<u>附則第5条の2第12項</u>に規定するもの</p>	
<p>(3) 軽油自動車のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令<u>附則第5条の2第8項</u>に規定するもの</p>		<p>(3) 軽油自動車のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令<u>附則第5条の2第13項</u>に規定するもの</p>	
第56条第1項第	7,500円	4,000円	
1号ア(イ)	8,500円	4,500円	(新規)

改正後			改正前			
	9,500円	5,000円				
	1万3,800円	7,000円				
	1万5,700円	8,000円				
	1万7,900円	9,000円				
	2万500円	1万500円				
	2万3,600円	1万2,000円				
	2万7,200円	1万4,000円				
	4万700円	2万500円				
第56条第1項第4号ア	4,500円	2,500円				
第56条第3項本文	前2項	前2項（附則第35項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）				
36	前2項の規定の適用がある場合における第56条第4項及び第57条第1項の規定の適用については、第56条第4項中「前3項」とあるのは「 <u>前3項（附則第34項及び第35項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u> 」と、第57条第1項中「 <u>同条</u> 」とあるのは「 <u>同条（附則第34項及び第35項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u> 」とする。		39	附則第34項から前項までの規定の適用がある場合における第56条第4項及び第57条第1項の規定の適用については、第56条第4項中「前3項」とあるのは「 <u>前3項（附則第34項から第38項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u> 」と、第57条第1項中「 <u>同条</u> 」とあるのは「 <u>同条（附則第34項から第38項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u> 」とする。		
37・38	(略)		40・41	(略)		
39	前2項の規定の適用を受ける自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、附則第32項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る前2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		42	前2項の規定の適用を受ける自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、附則第32項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る前2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
	附則第37項第2号 ア	(略)	(略)	附則第40項第2号 ア	(略)	(略)
	附則第37項第2号 イ	(略)	(略)	附則第40項第2号 イ	(略)	(略)

改正後			改正前		
附則第37項第2号 ウ	(略)	(略)	附則第40項第2号 ウ	(略)	(略)
附則第37項第2号 エ	(略)	(略)	附則第40項第2号 エ	(略)	(略)
附則第37項第2号 オ	(略)	(略)	附則第40項第2号 オ	(略)	(略)
附則第37項第2号 カ	(略)	(略)	附則第40項第2号 カ	(略)	(略)
附則第37項第2号 キ	(略)	(略)	附則第40項第2号 キ	(略)	(略)
附則第37項第2号 ク	(略)	(略)	附則第40項第2号 ク	(略)	(略)
附則第37項第2号 ケ	(略)	(略)	附則第40項第2号 ケ	(略)	(略)
附則第37項第2号 コ	(略)	(略)	附則第40項第2号 コ	(略)	(略)
附則第38項第2号 ア	(略)	(略)	附則第41項第2号 ア	(略)	(略)
附則第38項第2号 イ	(略)	(略)	附則第41項第2号 イ	(略)	(略)
附則第38項第2号 ウ	(略)	(略)	附則第41項第2号 ウ	(略)	(略)
附則第38項第2号 エ	(略)	(略)	附則第41項第2号 エ	(略)	(略)
附則第38項第2号 オ	(略)	(略)	附則第41項第2号 オ	(略)	(略)
附則第38項第2号 カ	(略)	(略)	附則第41項第2号 カ	(略)	(略)
附則第38項第2号 キ	(略)	(略)	附則第41項第2号 キ	(略)	(略)
附則第38項第2号 ク	(略)	(略)	附則第41項第2号 ク	(略)	(略)
附則第38項第2号 ケ	(略)	(略)	附則第41項第2号 ケ	(略)	(略)
附則第38項第2号 コ	(略)	(略)	附則第41項第2号 コ	(略)	(略)
40 前3項の規定の適用がある場合における第56条第4項及び第57条第1項の規定の適用については、第56条第4項中「前3項」とあるのは「前3項（附則第37項から第39項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、第57条第1項中「同条」 <u> </u> とあるのは「同条（附則第37項から第39項まで	43 前3項の規定の適用がある場合における第56条第4項及び第57条第1項の規定の適用については、第56条第4項中「前3項」とあるのは「前3項（附則第40項から第42項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、第57条第1項中「 <u> </u> 、同条」 <u> </u> とあるのは「 <u> </u> 、同条（附則第40項から第42項まで				

改正後	改正前
の規定により読み替えて適用される場合を含む。)とする。 41～43 (略)	の規定により読み替えて適用される場合を含む。)とする。 44～46 (略)

神奈川県水源環境保全・再生基金条例（平成17年神奈川県条例第88号）新旧対照表
 <附則第4項関係>

改正後	改正前
第1条・第2条 (略) (積立額) 第3条 基金に積み立てる額は、次に掲げるものの合計額で予算において定める額とする。 (1) 神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号） <u>附則第42項</u> に規定する税率（以下「特例税率」という。）の適用がある個人の県民税の収入額から特例税率の適用がないものとして計算した場合のその相当額を控除した額 (2) (略) 第4条～第8条 (略)	第1条・第2条 (略) (積立額) 第3条 基金に積み立てる額は、次に掲げるものの合計額で予算において定める額とする。 (1) 神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号） <u>附則第45項</u> に規定する税率（以下「特例税率」という。）の適用がある個人の県民税の収入額から特例税率の適用がないものとして計算した場合のその相当額を控除した額 (2) (略) 第4条～第8条 (略)